

(1)第1章 計画の基本的事項～第5章 計画の推進管理

ページ 番号	ご意見の要旨	本市の考え方
1	<p>図 2-5 年齢構成について、構成比も大切ですが、実人数もお願いしたいです。更に直近のデータも掲載して頂けたら幸いです。</p>	<p>直近の国勢調査結果に修正します。</p>
2	<p>「生活ごみ系の排出量は全体的にゆるやかな減少傾向」とありますが、どちらかと言えば平成 28 年度以降少し増えている傾向にあるのではないのでしょうか？P19 の記述もそうになっています。</p>	<p>「ごみ総排出量は半数以上が生活ごみとなっており、全体的に緩やかな減少傾向となっている。平成 26 年度から令和元年にかけて大きな増減はない。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響とみられる事業系ごみ、集団回収の減少がある。」</p> <p>を</p> <p>「生活系ごみは、平成 30 年度以降は微増傾向にある。総排出量は、平成 26 年度から令和元年度まで増減を繰り返し推移していたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響とみられる事業系ごみ、集団回収に減少傾向が見られる。」</p> <p>に修正します。</p>
3	<p>表 3-1 から見ると、ごみの排出量の増減は、最後のほうでまとめられているように、事業ごみ増減で説明がつくのではないかと思います。</p>	<p>表 3-1 はごみの総排出量ですが、生活系ごみと事業系ごみを項目ごとに記載したものです。</p>
4	<p>守口市は 1 人 1 日当たりの排出量が全国や府と比べると少ない状況ですので、今後もこのまま、しっかりとごみの分別をして減らす努力を続けていきたいです。</p>	<p>市民の皆さま及び市内事業所のご協力により、ごみ排出量は少ない状況にあり、今後ごみ減量化・資源化に取り組みます。</p>

5	P27	図 3-15、図 3-16 から見ても令和 2 年度の値は、コロナの影響からか傾向から見ると異常な値であると思います。	事業系ごみ排出量に対してのご意見と推察し、図 3-5 及び図 3-6 について回答します。令和 2 年度においては新型コロナ禍の影響で事業系の排出量は少ないと認識しています。平成 28 年度に策定した目標値についての変更はない為、令和 2 年度の実績は考慮していません。
6	P32	東京の 6 市が、リサイクル率が高い要因は何でしょうか？守口を含め 4 市は平均を下回っています。	本市を始めとする京阪神圏では、焼却灰を広域処分場に埋立処分しています。東京都は 23 区及び島嶼部を除く大部分の 25 市 1 町が参画する東京多摩広域資源循環組合にて焼却灰をエコセメント化しているため、リサイクル率が高くなっています。
7	P36	東京の 6 市の、リサイクル率が高いのは、P36、P37 の図を見るとリサイクルがかなり徹底されているように思います。東京の 6 市は具体的にどのようなことをされているのでしょうか？	記載の 6 市は、前述の焼却灰のリサイクルに加え、ごみ焼却灰の処分先である広域資源循環組合の受入容量の残余を有効に活用していくため、可燃ごみの有料化と併せ市内に資源物の回収ボックスの設置などを行っているためです。
8	P42	表 3-16 で、東京の 5 市が一人一日あたりの最終処分量が 0.0gとなっていますが何故ですか？	焼却施設から排出される焼却灰をエコセメント化として再利用することなどで、100%再資源化を行っているためです。
9	P48	将来予測でトレンド推計法で行われているのですが、令和2年度は異常値と考えられるので、はずしたらどうかと思います。	ご意見のとおり、令和 2 年度においては新型コロナ禍の影響で事業系の排出量は少ないと認識しています。本計画の将来予測は、平成 28 年度時点の数値を基にトレンド推計法で算出しており、平成 28 年度に策定した目標値についての変更はない為、令和 2 年度の実績は考慮していません。
10	P49 ~56	将来予測の結果 令和 2 年度は異常値と考えられるので、令和 2 年度の実測値をもとにした、令和 8 年度の推計値は問題があるのではないのでしょうか？	

11	P57	<p>3ごみ処理の評価の 3.1.2 国の基本方針の文章の内、「指標①～③の数値目標における本市の達成状況は、表 3-26 に示すとおりである。ごみ総排出量及び最終処分量は令和 2 年度の目標値よりも、現状趨勢結果の方が大きな値となっている。」と書かれている部分が意味不明である。</p> <p>表 3-26 によれば、指標①ごみ総排出量の令和 2 年度末実績値は、39,798t/年約 13%減と記されており、目標の約 12%減、令和 2 年度の目標値である 40,226/年より小さな値となっており、目標を達成できている。一方③最終処分量の令和 2 年度実績値は、4,975t/年約 5%増と記されており、目標の約 14%減、令和 2 年度の目標値 4,080t/年より大きな値となっており、目標を達成できていない。以上から、この部分後段は、「令和 2 年度末の実績値において、ごみ総排出量は、令和 2 年度の目標値を達成する減少をみたが、最終処分量は、目標値を達成できず、増加する結果となった。」と修正する。</p>	<p>「ごみ総排出量及び最終処分量は令和 2 年度の目標値よりも、現状趨勢結果の方が大きな値となっている。また、リサイクル率は、令和 2 年度に約 22%となっており、目標値を下回っている。」</p> <p>を</p> <p>「ごみ総排出量は、令和 2 年度末の実績値において目標を達成したが、最終処分量は達成していない。また、リサイクル率は、令和 2 年度に約 21%となっており、目標を達成していない。」</p> <p>に修正します。</p>
12	P57 ～59	<p>表 3-26、表 3-27、表 3-28 において、基準年度として令和 2 年度の数値を比較対象にしていますが、令和 2 年度はコロナの影響もあり、通常の年と異なるので令和元年度のデータと比較すべきではないでしょうか？その場合、年数による割り戻しが必要と考えます。</p>	<p>国の基本方針及び第 3 次循環型社会形成推進基本計画、府の大阪府循環型社会推進計画では、目標年度を令和 2 年度に設定されているため統一したものです。</p>
13	P64	<p>4.6 その他で、「大規模発生時に一時的に発生する多量の廃棄物について、速やかに処理する体制を確保する必要がある」とあります。委託により全庁的な体制が組めないと思います。委託をするときに既にどうするか検討すべきではなかったのではないのでしょうか？</p>	<p>災害により多量のごみが発生した場合については、収集委託業者との契約において本市の指揮のもと災害廃棄物の収集業務に協力する体制を確保しています。また、一般廃棄物の収集運搬許可業者と収集及び運搬の支援や、民間事業者による仮置き場からの災害廃棄物の撤去及び処分、資機材、人員等の支援協定を結んでいます。さらに、近隣市との相互支援協定や臨機の市職員の応援体制を編成するなど体制強化を図っています。</p>

14	P80	<p>「大規模災害時は、一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、処理施設への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予測される。よって、災害廃棄物の処理場を選定しておくこととともに、周辺の自治体や府との連携による救急体制の整備や事業者に対する災害廃棄物の排出方法の周知等が必要である。」とありますが、その計画はどこ迄進んでいるのですか？</p> <p>守口市が大規模災害を被っている時は、周辺の自治体も同じ状況であることが想定されます。過去にも例があると思います。そのようなときは、どこまでできるか不明ですが、全庁的体制をとり人海戦術を取ることが必要と考えます。またそれに必要な車や機材が必要です。残念ながら委託業者ではできないと思います。</p>	
15	P65	<p>5 ごみ処理に係る数値目標の 5.1 将来目標の設定の表 3-31 において、評価指標<<目標②>>リサイクル率の目標値(令和 8 年度)21%となっているが、国の目標値 27%と比べ低すぎるし、平成 27 年度からずっと 21%の現状維持ではリサイクル率向上への市としての意思が感じられない。P 31 掲載の「リサイクル率の推移」によれば、平成 25 年度には 21.1%だったので、過去の数値を下回る目標値は掲げるべきではない。検討して、22%より上の数値を目標値とするべき。</p>	<p>本市は、大阪市と隣接しており類似団体の中でも事業系ごみの比率が高い傾向にあります。令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大による事業活動の停滞があり、ごみ量は減少しましたが、今後は、事業活動再開によるごみ量の増加が見込まれます。それに伴いリサイクル率は相対的に下がると予測され目標値の 21%は取り組みの継続なくして達成が困難と考えているため原案どおりとします。</p>
16	P65	<p>「事業系ごみの削減は困難な状況となることが想定される。」ので、「目標値を達成できない可能性が高いことから、目標達成可能な目標の設定を行う。」とあります。その考え方は、少し問題ではないでしょうか？P68 の基本方針の中で、「特に事業系ごみについては、類似団体と比較しても排出量が多いことから・・・」とあります。事業系ごみの対策をどうするのが大きな課題となっていると思います。</p>	<p>目標値については、生活系ごみを含むごみ総排出量で設定しています。目標値を達成できない可能性が高い主な理由は、生活系ごみの減量がこれ以上困難な状況となっているためです。事業系ごみの減量施策を実施することで目標を達成できる設定としています。</p>

17	P68	<p>6 基本方針 6.2 基本方針の基本方針 1 排出抑制の推進の中に「特に、事業系ごみについては、類似団体と比較しても排出量が多いことから、廃棄物処理責任を明確にして、分別の意識を高めることでごみの排出抑制を推進する。」と書かれているが、「多量排出事業所」について言及がない。守口市内に該当する事業所は 100～200 ほどであるのではないのか。こうした事業所がごみの分別を推進し排出抑制を一層進めてくれば、事業系ごみの排出量は大きく減少し、リサイクル率も大きく向上すると考えられる。市内の多量排出事業所で構成するごみ減量促進協議会の設置を制度化し、多量排出事業所にごみ減量のリーダー的役割を發揮することを求める内容をP73 の取組 4「事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視」に加えることを提案する。</p>	<p>事業系ごみについては、産業廃棄物の混入を防ぎ適正な処理を行うため、許可業者や直接搬入事業者に対し適宜、搬入物検査を行い持ち込まれる廃棄物の監視、指導等の徹底を図っています。</p> <p>また、令和 3 年度において、事業活動に伴い 1 日の平均排出量が 100kg 超の多量排出事業所は 26 事業所あり、一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を求めることで排出抑制に取り組んでいます。</p> <p>ご提案のごみ減量促進協議会の設置については、現在のところ考えていませんが、まずは多量排出事業所に新たに廃棄物管理責任者の届け出などを求める制度を実施することでごみの減量化に取り組めます。</p>
18	P68	<p>廃棄物管理責任者の選任が、66%も決まっていないのは問題だと思います。少なくとも窓口くらいは選任する必要があると思います。</p>	
19	P80	<p>巡回を強化するとともに、撤去してきれいにすれば捨てにくくなるのでは？</p>	<p>庁内の関係課及び守口警察署と対策会議を設置し不法投棄させにくい環境づくりに取り組んでいます。</p>
20	P82	<p>目標時のごみ排出量の表と図が提示されていますが、明らかに令和 2 年度は異常があることが伺えます。この年度を省いた推計が必要と思いますが？また、令和 3 年度更には令和 4 年度もコロナの影響で通常のごみ排出量とは異なることは十分に考えられます。コロナ収束時に再度の見直しが必要ではないでしょうか？</p>	<p>本計画は、当初から 10 年の計画期間で策定しており、令和 8 年度を目標期間としています。策定から 5 年が経過し、中間年度となる令和 3 年度に見直しを行うものです。</p>

21	<p>今後の課題としては、事業系ごみの量をどう減らしていくか可燃ごみをどうやって減らすかということだと思います。スーパーや店から出るごみは分別されていないので、生ごみに混じってプラ容器がかなり入っています。分けることが可能なら、事業所側でプラ分別もしてもらうようにできたらいいと思います。</p>	<p>多量排出事業者であるスーパーマーケットについては、多量排出事業所として減量計画書の作成を依頼する際に、直接訪問し指導、相談しています。また、適正な分別が出来ているか排出場所の確認をしており、今後も継続して取り組みます。</p>
22	<p>私は、町会で福祉委員をしています。高齢者が多く特に 65 才以上のひとり暮らしの世帯が増えています。高齢になるとごみの分別方法や出す日、大型ごみを出す方法など、とても困難な方もおられます。町会の活動がさかんなところは各役員やご近所どうしの声かけや見守りができていて良いのですがコロナのせいでこの2年ほど町会の月1回の集まりもできなくなってしまいました。そこで、市内全域に組織がある社会福祉協議会の高齢者への見守り活動を使ってごみを出すのがむずかしくなっている方たちをサポートできないかと思います。民生委員さんとの連携も必要です。</p>	<p>高齢者世帯や障がいのある世帯が増加しており、ごみを出すのが困難な方への収集策について研究します。</p>
23	<p>地球温暖化への記述ありません。この視点での追加記述が必要ではありませんか？</p>	<p>本市においては、従前から、3R(ごみの発生抑制、再使用、再生利用)による石油由来のごみの焼却量の削減により、温暖化対策の推進を図っています。また、廃棄物処理施設は共同処理となり施設更新に際しては共同処理先の計画で記述します。</p>

(1)食品ロス削減推進計画編

ページ番号	ご意見の要旨	本市の考え方
24 P100	<p>食品ロスの関係で、実態調査を実施されたとあります。今後も定期的に調査を実施されるのでしょうか。実態を把握する場合、経年的な変化の調査も必要と考えますが。</p>	<p>市内の食品ロスの状況を把握し、効果的な削減対策を推進するため、今後も定期的に実態調査を実施します。</p>

25	P111	<p>「食品ロス削減推進計画編」の3 各主体の役割の(3)行政(市)の役割の「関係団体等の取組に対し、積極的な支援を実施します。」という部分は、もう少し具体的にどのような支援をするのか、単に啓発だけではなく、フードバンクの活動をおこなう団体に対し、必要とする世帯などに速やかに食品を渡せる仕組みづくりを支援するなどの福祉の面からの記述も入れるべきと考える。</p>	<p>本計画は、市民生活や事業活動等において食品ロス削減の取組を進めることを目的として策定するものであり、生活困窮者等への福祉支援を目的とするものではありません。</p> <p>具体的な支援については、第4章に記載した目標達成のための各取組内容に加えて、国や府、他市町村の先進的な取組を情報収集し、食品ロス削減に繋がるより効果的な取組を実施します。</p>
----	------	--	--